

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（1～4号機建屋滞留水浄化用配管の設置）に係る面談
2. 日時：平成29年6月15日（木）10時20分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

三澤安全審査官、加藤安全審査官

安全規制管理官（発電炉施設検査担当）付

後藤係員

東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー 担当5名

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、本日、申請された実施計画変更認可申請の概要について、資料に基づき説明があった。

➤ 滞留水浄化設備の設置目的

➤ 設備の概要

等

○原子力規制庁から、

➤ 建屋内の配管及び堰の設置箇所について、説明すること

➤ 1号機タービン建屋（以下「T/B」という。）及び2号機T/BにRO処理水を移送し、3号機T/B及び4号機T/BにSr処理水を移送するとしているが、その理由について説明すること

➤ 各T/BにRO処理水又はSr処理水を移送した場合、建屋における汚染水の流出入の内訳について、説明すること

➤ 本申請に沿った運用を行った場合でも、第二セシウム吸着装置から発生する使用済吸着塔の発生量が、実施計画に記載されている最大発生量を上回らないことを説明すること

➤ 火災発生を検知方法について、説明すること

等を求めた。

#### 6. その他

- ・資料：1～4号機滞留水浄化設備設置について